**開発委託基本契約書**

岸谷 祥平（以下「甲」という。）とボンギンカン株式会社（以下「乙」という。）は、甲が乙に対して開発に関する業務を委託するにあたり、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. （目的）
2. 本契約は、甲が乙に対し、システム等の開発（以下「委託業務」という。）を委託するにあたり、基本的な事項を定めることを目的とする。
3. 本契約は、甲乙間で締結される個々の開発委託契約（以下「個別契約」という。）のすべてに適用されるものとする。
4. 本契約と個別契約の内容が異なる場合、個別契約の規定が優先して適用されるものとする。
5. （個別契約の成立）

個別契約は、甲乙間で、委託業務及び成果物の内容、業務委託料の額、支払条件、成果物の納入期日など必要な事項を記載した個別契約書の締結された時点、若しくは、甲が乙に対し当該必要な事項を記載した発注書（書面のみならず、メール等の電磁的方法を含む。）を甲が乙に対し、送付又は送信する方法により委託を申込んだ時点で成立する。

1. （再委託）
2. 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。但し、乙は、乙のグループ会社並びに乙又は乙と直接委託契約を締結している個人事業主以外に、委託業務を再委託する場合、当該委託先の情報を電磁的方法で甲に通知するものとする。
3. 前項の場合、乙は、委託業務の全部又は一部を再委託する者（以下「再委託業者」という。）に、本契約及びその他乙が甲に対し、負担する一切の義務を遵守させるものとし、再委託業者の行為について一切の責任を負う。
4. （委託業務の履行）
5. 乙は、委託業務を、善良な管理者の注意をもって、個別契約書で明示された仕様（以下「本仕様」という。）に従い履行するものとする。
6. 本仕様に定められていない事項については、委託業務の範囲外とし、甲が委託業務に含めることを希望する場合、第14条の定めによるものとする。
7. （報告義務）
8. 乙は、甲の要求があった場合には、甲に対して、すみやかに委託業務の遂行状況等について報告をしなければならない。
9. 乙は、以下の各号に掲げる事由が生じたとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに甲に対して当該事由の内容を通知するものとし、甲の指示に従わなければならない。
10. 成果物の滅失、毀損その他の損害が生じたとき
11. 機械の故障その他の事由により納期遅延又は納期までの納入が完了できなくなったとき
12. その他、本仕様を遵守することができないとき
13. （対価）
14. 甲は、委託業務の対価として、個別契約で定められた業務委託料を乙に支払うものとする。
15. 甲は、前項に定める業務委託料に消費税を加算し、個別契約で定められた指定期日までに乙が指定する金融機関口座に振り込んで支払うものとする。但し、指定期日が銀行休業日に該当する場合には、翌営業日を支払期日とする。振込手数料は甲の負担とする。なお、消費税額の算定にあたっては、1円未満の端数は切り捨てとする。
16. 乙の委託業務の遂行に要する諸経費のうち、サーバー等のハードウェア費用、通信費用及び各種API費用など甲のシステム等開発及び維持に必須となる費用は甲の負担とする。その他費用負担については、別途協議のうえ定めるものとする。
17. （納入及び検収）
18. 乙は、個別契約で定められた納入期日を遵守するものとし、納入期日までに、成果物を納入するものとする。
19. 甲は、乙から成果物の納入を受けた日から10営業日以内に速やかに本仕様に適合していることを検収し、その合否結果を乙に通知するものとする。なお、甲が、納入日から10営業日以内に合否結果を通知しない場合、検収に合格したものとみなす。
20. 乙は、納入した成果物につき、検収不合格の場合には、甲が新たに指定する期日までに再納入し、前項に従い甲の検収を受けるものとし、以後、検収不合格の場合も同様とする。なお、検収不合格の理由について、乙が客観的根拠をもって本仕様に適合していることを明らかにした場合には、検収に合格したものとみなす。
21. （契約不適合責任及び免責）
22. 甲は、乙が納入した成果物が契約の内容に適合しないこと（以下「不適合」という。なお、検収時に本仕様に適合していた内容は、不適合には該当しない。）を発見した場合、当該不適合を発見した時から3ヶ月間、乙に対し、当該不適合の補修を請求することができる。なお、乙の甲に対する契約不適合責任は、本条の定めによってのみ負うものとする。
23. 第三者の提供するシステム及びサービスが組み込まれる場合、当該システム及びサービスの瑕疵、不具合又は仕様変更等に基づいて成果物の瑕疵又は不具合が生じた場合は、乙は一切責任を負わないものとする。
24. 甲又は甲の指定する者の指示又は入力したデータ等、乙の責に帰さない事由によって、成果物の瑕疵、不具合又は損害が生じた場合は、乙は一切責任を負わないものとする。
25. 甲又は甲の指定する者が、成果物に入出力したデータ等について、乙は一切保存義務を負わないものとし、甲は、自らの責任と負担でバックアップ等を行うものとする。
26. （知的財産権等）
27. 委託業務に関して発明、考案等の工業所有権を受ける権利を含む工業所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下同じ。）等の知的財産権その他一切の権利が新たに発生した場合であっても、当該知的財産権等は、すべて乙に帰属するものとするが、甲は、成果物について当該権利を非独占的に使用する権利を有するものとする。
28. 甲は、乙が納入した成果物及び第1項の知的財産権を使用するにあたって、第三者等との間でクレーム、紛争等が生じた場合、乙の故意又は重過失が認められない限り、乙は一切責任を負わず、自己の責任と負担で解決するものとする。
29. （秘密保持）
30. 甲及び乙は、委託業務の遂行上知り得た相手方の顧客に関する一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面（メール等の電磁的方法を含む。以下同じ。）による承諾を得ない限り、委託業務遂行の目的以外に使用せず、第三者に開示、漏洩してはならない。但し、法令に基づき義務付けられる場合及び関係当局から要請を受けた場合は、この限りでない。
31. 前項に基づく秘密保持義務は、次の各号に定める秘密情報については適用されないものとする。
32. 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
33. 開示を受けた際、既に公知となっている情報
34. 開示を受けた際、自己の責めによらず公知となった情報
35. 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
36. 開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
37. （契約期間）
38. 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。但し、契約期間満了の1ヶ月前までに、相手方より別段の書面による意思表示がなされない場合、本契約と同条件で自動更新されるものとし、以後も同様とする。
39. 本契約の有効期間が終了した場合でも、第8条乃至第10条、本項、第12条第2項、第13条、15条及び第16条の規定については、本契約終了後も存続するものとする。
40. （解除）
41. 甲及び乙は、相手方に次の各号に定める事由が生じた場合は、何ら催告をすることなく本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 監督官庁より営業取消、停止等の処分を受けたとき

(2) 解散決議、手形不渡処分、差押、仮差押、仮処分、強制執行又は滞納処分等の事由が生じたとき

(3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立て、あるいはこれらに準じる倒産手続開始の申立をし、又はされたとき

(4) 災害、労働争議その他の理由によって、本契約の履行が困難になったとき

(5) 本契約のいずれかの条項に違反し、相当の期間を定めた当該違反行為是正の催告を受けたにもかかわらず1週間以内に是正しない場合

(6) その他、前各号に準ずる事由が生じたとき

1. 前項の事由が生じ、乙により解除権が行使された場合、乙は本契約及び個別契約に基づく一切の債務を免れるものとし、甲は乙に対して、乙に生じた損害（解除時に効力を有する個別契約に基づく業務委託料を含む。）全てを賠償するものとする。
2. 甲又は乙は、相手方の書面による事前の同意を得たうえで、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、甲から本契約の解除の申出があった場合には、甲は、乙にそれまでに生じた費用及び個別契約に基づく業務委託料を支払うものとする。
3. （権利義務の譲渡）

甲及び乙は、相手方の書面による承諾のないかぎり、本契約により生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は担保に供してはならない。

1. （業務変更）

甲及び乙は、委託業務を変更する必要が生じた場合、相手方に対し、その変更内容及び事由を書面により通知し、必要な事項について相手方と別途合意のうえこれを変更することができる。なお、当該変更に伴う業務委託料及び契約期間などの変更は、甲乙別途合意するものとする。

1. （反社会的勢力の排除）
2. 甲及び乙は、相手方に対し、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはそれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、及び反社会的勢力と取引関係にないことを表明し保証する。
3. 甲及び乙は、相手方が前項の規定に違反した場合には、何らの催告を要せずして、直ちに本契約を解除することができる。なお、本項に基づき契約を解除された当事者に解除による損害が生じた場合でも、相手方に対し、何ら請求することはできないものとする。
4. （合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関連して生じる一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

1. （協議）
2. 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又はその解釈について疑義を生じた事項については、誠実に協議の上これを決するものとする。
3. 前項の協議を行う場合であって、相手方の求めのあるときは、甲及び乙は、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録により行うものとする。

本契約成立の証として、本書の電磁的記録を作成し、署名捺印又はこれに代わる電磁的処理を施し、双方保管するものとする。

2025年　　月　　日

甲：〒141-0001 東京都品川区北品川5-3-1-3609

岸谷 祥平

乙：東京都江東区有明一丁目2番11

ボンギンカン株式会社

代表取締役　坪内　弘毅